

農用地利用集積等促進計画案（津島市）に対する意見聴取について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 3 項の規定により、利害関係人の意見を聴取します。

令和 7 年 5 月 9 日

公益財団法人愛知県農業振興基金

理事長 仲井 靖

1. 意見聴取の対象となる農用地

津島市唐臼町半池 22 番 1 ほか 1 筆

対象農用地の一覧は、愛知県農業振興基金で縦覧する。

2. 意見聴取の期間

令和 7 年 5 月 9 日(金)から令和 7 年 5 月 15 日(木)まで

3. 意見の提出方法

郵送（聴取期間内必着）あるいは電子メール（nochi@aichinoshinki.or.jp）